

正 誤

埼玉県条例第十号（令和七年三月二十八日第六百三号）中訂正

ページ 行

一 後ろから一

誤

のに係る行為として行う土砂の堆積であつて、規則の定めるところにより、知事

正

三 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるも

ページ 行

二 前から一

誤

に届け出たもの

正

のに係る行為として行う土砂の堆積であつて、規則の定めるところにより、知事に届け出たもの

ページ 行

四 後ろから一及び二

誤

県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例」に改める。

三 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるも

正

県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例」に改める。